

別表第一号の二（第14条の11関係）

重大な事故報告書（詳細）

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
日本放送協会会長
氏名

放送法第20条の3第4項の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			

事故の原因となつた配信用設備等の概要	
発生状況	
措置模様	
発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	

注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた配信用設備の設置場所(住所・建物名等)を記載すること。ただし、当該配信用設備が他人から提供を受ける設備等である場合にあっては、その旨を記載すること。

注2 「事故の原因となつた配信用設備等の概要」の欄は、配信用設備等の名称等を記載し、当該配信用設備等の役割が分かる設備構成図等を添付すること。なお、人為要因が原因となつた場合は、当該配信用設備等の名称等に加えて、原因となつた組織の名称等を記載し、当該組織の役割が分かる体制図等を添付すること。

注3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた必要的配信業務の概要説明を記載すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。

注4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載すること。

注5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた配信用設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。

注6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。

注7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告(苦情等)数並びに当該事故に係る広報の手段(ホームページの掲載、報道発表等)、日時及び内容を記載すること。

注8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。